

行田市上下水道事業公営企業会計システム更新等業務
プロポーザル実施要領

令和8年6月
行田市水道事業

目次

| | | |
|-----|------------|---|
| 1 | 業務概要 | 1 |
| (1) | 業務名 | 1 |
| (2) | 業務目的 | 1 |
| (3) | 業務内容 | 1 |
| (4) | 履行期間 | 1 |
| 2 | 見積限度額 | 2 |
| 3 | 実施形式 | 2 |
| 4 | 参加資格 | 2 |
| 5 | 日程 | 3 |
| 6 | 資料の交付 | 3 |
| (1) | 交付方法 | 3 |
| (2) | 交付資料 | 3 |
| 7 | 質問 | 4 |
| (1) | 質問書の提出 | 4 |
| (2) | 質問への回答 | 4 |
| (3) | その他注意事項 | 4 |
| 8 | 参加申込書等の提出 | 4 |
| (1) | 参加申込書等提出期限 | 4 |
| (2) | 提出書類 | 4 |
| (3) | 提出方法 | 5 |
| (4) | 提出先 | 5 |
| 9 | 企画提案書等の提出 | 5 |
| (1) | 企画提案書等提出期間 | 5 |
| (2) | 提出書類及び部数 | 5 |
| (3) | 提出方法 | 6 |
| (4) | 提出先 | 6 |
| 10 | プレゼンテーション | 6 |
| (1) | 実施日 | 6 |
| (2) | 会場 | 6 |

| | | |
|-----|--------------|----|
| 1 1 | 審査 | 7 |
| (1) | 審査の概要 | 7 |
| (2) | 参加資格審査 | 7 |
| (3) | 第1次審査 | 7 |
| (4) | 第2次審査 | 7 |
| 1 2 | 契約の締結 | 8 |
| (1) | 協議 | 8 |
| (2) | 契約 | 8 |
| (3) | 企画提案書等の取扱い | 8 |
| 1 3 | 参加に当たっての留意事項 | 9 |
| 1 4 | 辞退 | 9 |
| 1 5 | 失格 | 10 |
| 1 6 | その他注意事項 | 10 |
| 1 7 | 問合せ先 | 11 |

本実施要領は、行田市上下水道事業公営企業会計システム更新等業務（以下「本業務」という。）について、契約の相手方となる候補者を選定するためのプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施する上で必要な事項を定めたものである。

1 業務概要

(1) 業務名

行田市上下水道事業公営企業会計システム更新等業務

(2) 業務目的

本業務は、契約期間満了に伴い、現在稼働中の公営企業会計システムを、地方公営企業の会計事務等のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を踏まえた新たな公営企業会計システム（以下「新システム」という。）へ更新し、データを適切に移行し、新システムの保守及び運用を行うことをもって、適正かつ安定した会計事務等の執行を確保するとともに、事務処理の効率化及び省力化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

新システムの構築（データ移行を含む。）、保守及び運用を行う。

なお、新システムは、予算編成等業務、会計業務、固定資産管理業務、起債管理業務及び電子決裁業務の機能を有するものとする。

詳細については、「行田市上下水道事業公営企業会計システム更新等業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

(4) 履行期間

① 賃貸借契約

ア 新システムの構築等に係る業務

契約締結日から令和9年3月31日まで

イ ハードウェア等の賃貸借期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（長期継続契約）

② 保守委託契約

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（長期継続契約）

2 見積限度額

29,436,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記金額は、5年間の賃貸借契約及び保守委託契約を含めた金額の上限とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和7・8年度行田市物品売買等競争入札参加資格者名簿において、電算業務の業種について登録されている者であること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請において、提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (4) 行田市契約規則（昭和51年規則第22号）第12条の規定に該当しない者であること。
- (5) 公募を開始した日から選定結果の通知の日までの間において、行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年告示第54号）に基づく入札参加停止の期間中でないこと。
- (6) 公募を開始した日から選定結果の通知の日までの間において、行田市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年告示第243号）に基づく入札参加除外の期間中でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定を受けている者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定を受けている者であること。
- (8) 本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、行田市競争入札参加者心得第3条の2に規定する基準に該当する関係がないこと。

- (9) 埼玉県内の人口7万人以上の自治体において、公営企業会計システム（水道事業会計又は公共下水道事業会計に係るものに限る。）の導入実績があること。
- (10) プライバシーマーク（JIS Q 15001）、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001若しくはJIS Q 27001）又は情報セキュリティについてこれらと同等と認められる第三者機関による認証を受けていること。
- (11) 公営企業会計システムについて自社開発のパッケージシステムを有していること。

5 日程

| 内容 | 日程 |
|--------------|---------------------------------|
| 公告日 | 令和8年6月15日（月） |
| 質問書提出期限 | 令和8年6月24日（水）午後5時まで |
| 質問への回答 | 令和8年6月29日（月）午後5時 |
| 参加申込書等提出期限 | 令和8年7月6日（月）まで |
| 参加資格審査の結果の通知 | 令和8年7月8日（水）まで |
| 企画提案書等提出期間 | 令和8年7月9日（木）から 令和8年7月15日（水）まで |
| 第1次審査の結果の通知 | 令和8年7月22日（水）まで |
| プレゼンテーション実施 | 令和8年8月4日（火）（予定） |
| 候補者の選定結果の通知 | 令和8年8月17日（月）（予定） |

6 資料の交付

(1) 交付方法

行田市ホームページよりダウンロードすること。

(2) 交付資料

- ① 行田市上下水道事業公営企業会計システム更新等業務プロポーザル実施要領
- ② 企画提案書等作成要領（別添1）
- ③ プレゼンテーション実施要領（別添2）
- ④ 審査基準（別添3）
- ⑤ 行田市上下水道事業公営企業会計システム更新等業務仕様書

- ⑥ 様式集（様式第1号～様式第10号）

7 質問

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

- ① 提出期限

令和8年6月24日（水）午後5時まで

- ② 提出書類

質問書（様式第1号）

- ③ 提出方法

電子メールにより提出すること。

提出後、行田市都市整備部上下水道経営課へ電話にて着信確認の連絡をすること。

- ④ 提出先

suido-keiyaku@city.gyoda.lg.jp

(2) 質問への回答

令和8年6月29日（月）午後5時までに行田市ホームページに掲載する。

(3) その他注意事項

- ① 質問がない場合に質問書を提出する必要はない。
- ② 電話又は口頭での質問には、一切回答しない。
- ③ 提出期限を過ぎて提出された質問書には、一切回答しない。
- ④ 質問への回答は、本実施要領、仕様書その他の交付資料の追加又は修正と見なす。
- ⑤ 質問への回答と併せて、補足説明等を実施する場合がある。

8 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり参加申込書等を提出すること。なお、提出期限までに参加申込書等の提出がない者からの提案は受け付けない。

(1) 参加申込書等提出期限

令和8年7月6日（月）まで（必着）

(2) 提出書類

参加申込書等の提出書類及び部数は次の表によること。なお、提出書類は全てA4

判とすること。

| 提出書類 | 提出部数 | 備考 |
|--------------------|------|----------------------------|
| 参加申込書（様式第2号） | 1部 | |
| 会社概要（様式第3号） | 1部 | 取得している認証等を証する書類の写しを添付すること。 |
| 導入実績調査表（様式第4号） | 1部 | |
| 資本関係・人的関係調書（様式第5号） | 1部 | |

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、簡易書留、レターパック等、追跡が可能な方法で提出すること。提出期限までに届かない場合又は提出書類に不備がある場合は、参加申込書等の提出がなかったものとする。

(4) 提出先

〒361-0038 埼玉県行田市大字前谷1番地1 行田市水道庁舎
行田市都市整備部上下水道経営課

9 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格の要件を全て満たしていると確認された参加者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 企画提案書等提出期間

令和8年7月9日（木）から令和8年7月15日（水）まで
（水道庁舎閉庁日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 提出書類及び部数

企画提案書等の提出書類及び部数は次の表によること。なお、提出書類は企画提案書等作成要領（別添1）に基づいて作成すること。

| 提出書類 | 提出部数 | 備考 |
|-------|--------------|-------------------------|
| 企画提案書 | 正本1部 副本6部 | 正本のみ、様式第6号を表紙として添付すること。 |

| | | |
|------------------------------|--------------|----------------------------|
| 機能要件確認書（様式第7号） | 正本1部 副本6部 | |
| 経費見積書（様式第8号） | 正本1部 副本6部 | ハードウェア及びソフトウェアの明細書を添付すること。 |
| プレゼンテーション出席者報告書（様式第9号） | 1部 | |
| 企画提案書等の電子データを記録したCD-R又はDVD-R | 1部 | |

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、簡易書留、レターパック等、追跡が可能な方法で提出すること。提出期間内に届かない場合又は提出書類に不備がある場合は、企画提案書等の提出がなかったものとする。

(4) 提出先

〒361-0038 埼玉県行田市大字前谷1番地1 行田市水道庁舎
行田市都市整備部上下水道経営課

10 プレゼンテーション

第1次審査を通過した参加者（第1次審査を省略した場合は、企画提案書等を提出した参加者）は、プレゼンテーション実施要領（別添2）に基づいてプレゼンテーションを実施すること。

なお、プレゼンテーションの日時、会場等の詳細については、プレゼンテーションを実施する参加者が決定次第、当該参加者へ電子メールにより通知する。

(1) 実施日

令和8年8月4日（火）（予定）

(2) 会場

〒361-0038 埼玉県行田市大字前谷1番地1 行田市水道庁舎（予定）

1 1 審査

(1) 審査の概要

本プロポーザルでは、参加申込書の提出後に参加資格審査を、企画提案書等の提出後に第1次審査を、プレゼンテーションの実施後に第2次審査を行う。ただし、企画提案書等を提出した参加者が3者以下である場合は、第1次審査を省略する。

審査は、行田市上下水道事業公営企業会計システム更新等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

(2) 参加資格審査

① 審査方法

参加申込書の提出期限後に、提出された参加申込書等の内容等により参加資格の要件を確認する。参加資格の要件を全て満たしていない参加者は失格とする。

② 結果の通知

令和8年7月8日（水）までに、参加申込書等を提出した全ての参加者へ電子メールにより通知する。通知内容は、参加資格の有無のみとする。

(3) 第1次審査

① 審査方法

企画提案書等を提出した参加者が4者以上である場合のみ、提出された企画提案書等の内容を評価し、評価点が高い順にプレゼンテーションを実施する参加者を3者選定する。

② 審査基準

審査基準（別添3）に準ずるものとする。

③ 結果の通知

令和8年7月22日（水）までに、企画提案書等を提出した全ての参加者へ電子メールにより通知する。通知内容は、合否のみとする。

(4) 第2次審査

① 審査方法

審査委員会が企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を評価し、最も高い評価点を獲得した参加者を契約の相手方の候補者（以下「候補者」という。）として選定する。なお、最も高い評価点を獲得した参加者が2者以上いる場合は、評価項目のうち、機能要件確認書に対する評価について最も高い評価点を獲得した参加者

を候補者として選定する。この場合において、機能要件確認書に対する評価について最も高い評価点を獲得した参加者が2者以上いる場合は、くじ引きにより候補者を選定する。

② 審査基準

審査基準（別添3）によるものとする。

③ 結果の通知及び公表

プレゼンテーションを実施した全ての参加者へ電子メールにより通知する。通知の時期は、令和8年8月17日（月）頃を予定しているが、変更となる場合がある。通知内容は、参加者の順位、各項目の評価点及び合計点のみとする。

また、候補者の名称及び全ての参加者の評価点を行田市ホームページで公表する。候補者以外の参加者については、名称を非公表とし、評価点のみを公表する。

1.2 契約の締結

(1) 協議

候補者の選定後、速やかに候補者と契約締結に向けた協議を行う。この協議には、仕様書及び企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。なお、協議が不調となったときは、次に評価点が高い参加者から順に契約の締結の協議を実施する。

(2) 契約

協議の結果、契約の相手方に決定した候補者は、行田市水道事業へ見積書を提出し、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結する。

契約は、新システムのハードウェア等の賃貸借契約及び新システムの保守委託契約とする。いずれの契約も長期継続契約とし、賃借料及び委託料は月額払いとする。なお、新システムの構築完了時の一括払いはないものとし、新システムの構築等に係る経費は賃貸借契約に含めること。

(3) 企画提案書等の取扱い

提出書類に記載された事項は、仕様書と併せて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項があると行田市水道事業が判断した場合は、行田市水道事業と候補者との協議により、項目の追加、変更、削除、見積金額等の変更等を行うことがある。

1 3 参加に当たっての留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者が負担すること。
- (2) 原則として、提出書類の提出後の差替え、追加、修正、削除等は認めない。ただし、参加者の病気、死亡、退職等のやむを得ない事由による必要最小限のものについてはこの限りではない。
- (3) 参加者は、行田市水道事業から提出書類等に関し説明を求められた場合は、これに応じること。
- (4) 参加者は、情報セキュリティ保護への十分な対応をとること。
- (5) 参加者は、提案に当たって、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号）等の法令を遵守すること。
- (6) 参加者は、本事業が公共性を担うものであること及び公正な競争を通じて選ばれた参加者が受託するものであることを十分に理解して提案すること。
- (7) 参加者は、提案に当たって競争を制限する目的で他の参加者等と見積価格、提案内容又は提案意思について、いかなる相談、連絡を行わず、独自に見積価格、提案内容等を定めなければならない。
- (8) 参加者は、候補者の選定前に、他の参加者へ見積価格、提案内容等を開示してはならない。
- (9) 参加者は、行田市水道事業に属する職員など本プロポーザルに関与する者に対し、公正な競争を阻害する恐れのある行為を疑わせる目的をもって接触をしてはならない。
- (10) 参加者が提示した見積価格では本事業の実施が困難となる可能性があると思料される場合又は当該見積価格がプロポーザルにおいて公正な競争を実現する観点から適当ではない可能性があると思料される場合は、参加者に当該見積価格の算出根拠に関する資料の提出を求めるなど必要な調査を行うことがある。

1 4 辞退

参加申込書等の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに行田市都市整備部上下水道経営課へ連絡の上、辞退届（様式第10号）を提出すること。辞退届の提出方法及び提出先は、参加申込書等に準ずるものとする。なお、辞退届を

提出したことを理由として、今後不利益な取扱いをすることはしない。

15 失格

参加者が以下のいずれかに該当した場合は、その時点で失格とする。

- (1) 参加者が行田市契約規則を含む法令等に違反した場合。
- (2) 参加者が期間中に参加資格を満たさなくなった場合。
- (3) 公告日以降、参加者が本プロポーザルに関し、行田市の関係職員に対して資料配布、ヒアリング、名刺配り等の営業活動を行った場合。
- (4) 参加者が参加申込書、企画提案書等に虚偽の記載をした場合又は条件に適合していない書類を提出した場合。
- (5) 経費見積書の金額が本実施要領2に定める見積限度額を超過した場合。
- (6) 参加者が期限までに企画提案書等を提出しなかった場合。
- (7) 参加者が正当な理由なくプレゼンテーションを欠席した場合。
- (8) 本実施要領13-(10)の規定による調査の結果、行田市水道事業が当該見積価格では本事業の実施が困難であると判断した場合又はプロポーザルにおいて公正な競争を実現する観点から適当ではないと判断した場合。
- (9) 参加者が本実施要領13-(10)の規定による調査を拒んだ場合。

16 その他注意事項

- (1) 手続き、提出書類等に使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (2) 本業務に係る契約は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、当該契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、行田市水道事業会計予算において減額又は削除があった場合、行田市水道事業は、当該契約を変更し、又は解除することができる。
- (3) 参加者が1者のみの場合でも、企画提案書の提出、プレゼンテーション及び審査を実施する。この場合において、当該参加者の評価点が60点以上であった場合は、当該参加者を候補者として選定する。
- (4) 緊急やむを得ない理由（天変地異等）により、本プロポーザルを実施することができないときは、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、こ

の場合に本プロポーザルに要した費用を行田市水道事業に請求することはできないものとする。

- (5) 提出書類等の情報について、行田市情報公開条例（平成15年条例第21号）の規定による請求があったときは、当該請求に係る情報を第三者へ開示するものとする。ただし、参加者の利益を害すると認められる情報は、非開示とする場合がある。また、候補者の選定に影響を及ぼすおそれがあると認められる情報は、候補者の選定後に開示する場合がある。
- (6) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。
- (7) 提出書類は審査目的以外には使用しない。
- (8) 審査に必要な範囲で提出書類を複製することがある。
- (9) 提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。
- (10) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負うものとする。
- (11) 本プロポーザルへの参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本業務の目的以外に使用し、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。また、本業務への関わりがなくなった時点で、行田市水道事業から配布された資料及び知り得た情報を適切に破棄すること。

17 問合せ先

| | |
|-------|----------------------------------|
| 名称 | 行田市都市整備部上下水道経営課 |
| 所在地 | 〒361-0038 埼玉県行田市大字前谷1番地1 行田市水道庁舎 |
| 電話番号 | 048-553-0131(代) |
| FAX番号 | 048-553-0137 |
| 電子メール | suido-keiyaku@city.gyoda.lg.jp |